

直送管使用による給水の取扱について

〔 昭 和 6 1 年 3 月 2 5 日 〕
〔 埼 玉 県 企 業 局 水 道 部 長 決 裁 〕

直送給水を実施する場合の取扱については、下記のとおりとする。

- 1 水道部長は次のいずれかに該当する場合に限り、県の受水管と受水施設配水管を直結する管（以下「直送管」という。）を使用して給水（以下「直送給水」という。）することを承認するものとする。
 - （1） 受水施設の改造又は点検、修繕等により受水施設を使用した受水が不能となり、給水に著しい影響を生ずる恐れがあるとき。
 - （2） 水道施設の事故又は災害等により、計画された受水量が確保できず、給水に著しい影響を生ずる恐れがあるとき。
- 2 直送給水に当たっては、流量を正確に測定させるものとする。
- 3 時間当たり給水量は、承認水量の時間あたり相当量の範囲とすること。ただし、県の送水量及び施設能力に余裕がある場合は増量することができる。
- 4 直送給水については、万やむを得ないものに限るものとし、安易に直送管を使用することのないよう、受水団体は施設整備に努めてもらうものとする。
- 5 水道事業者は、直送給水を受けようとする場合は、様式第1号の「直送給水承認申請書」を水道部長に提出するものとする。
- 6 水道部長は、前項に定める、直送給水承認申請書の提出があった場合、上記1に該当する場合に限り、給水期間、給水量等を決定し、様式第2号の「直送給水承認通知書」により水道事業者に通知するとともに、様式第3号により関係浄水場長に通知するものとする。